

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和6年12月20日（金）

開会 9時30分

閉会 11時00分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、栗須百合香委員、富樫健二委員、
安田悦子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 大屋慎一

次長（教職員担当）福井崇司、次長（学校教育担当）早田清宏、

次長（育成支援・社会教育担当）坂井哲、次長（研修担当）荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆

教職員課 課長 中出真人、班長 奥山剣司、班長 武藤誠、班長 山本エリ

係長 加藤俊輔、係長 佐宗満、主査 原建、主査 鈴木良典

福利・給与課 課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀

社会教育・文化財保護課 課長 松本真人、主幹兼係長 伊藤剛

保健体育課 課長 堀越英範、充指導主事 天白喜啓、充指導主事 永尾和史

環境生活部 文化振興課 課長 清水友絵

5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第46号	県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案	原案採択
議案第47号	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案	原案採択
議案第48号	三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案	原案採択
議案第49号	三重県教育職員免許状再授与審査会規則案	原案採択

6 報告題件名

報告 1 令和 8 年度三重県立公立学校教員採用選考試験
の日程等について

報告 2 令和 6 年度三重県優秀選手・指導者表彰につ
いて

7 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5 名中 5 名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（11月22日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

安田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 50 号は人事に関する案件であるため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 46 号から議案第 49 号を審議し、公開の報告 1 及び報告 2 の報告を受けた後、非公開の議案第 50 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 46 号 県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案（公開）

（坂口福利・給与課長説明）

議案第 46 号 県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 12 月 20 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページ以降が規則案となりますが、まず 10 ページの規則案要綱で説明をさせていただきますので、10 ページをご覧ください。

「1 制定理由」でございますが、公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、県立中学校に勤務する職員の給与等に関する規定を整備するものです。

「2 制定内容」でございますが、1 つ目、夜間中学教育業務手当の支給対象となる業務及び手当額を定める。2 つ目といたしまして、月額の特殊勤務手当についてその支給方法を定める。3 つ目といたしまして、県立中学校の設置に伴い、「県立学校」、「市町立学校」という表記を、校種を指定する形に改める。4 つ目といたしまして、定時制通信教育手当が支給される職員との均衡に鑑み、夜間中学教育業務手当が支給される職員の義務教育等教員特別手当の額を、通常支給される額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。5 つ目といたしまして、その他規定を整備するものでございます。

「3 施行期日」といたしましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、下の方に、今回新設しました夜間中学教育業務手当の詳細の内容を記載しておりますので、ご参照ください。

今回の整備規則に関しましては、先般 11 月 12 日の定例会でご審議いただきました、県立中学校設置に係る公立学校職員の給与に関する条例及び公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の改正を受けまして、必要な関係規則の改正を行うものでございます。1 ページ以降が、各規則の改正案となっておりますが、条項のずれや県立中学校設置に伴う表記修正など、その他の規定整備以外の主な内容についてご説明します。

それでは 1 ページをご覧ください。1 ページの第 1 条につきましては、特殊勤務手当の規則改正となります。新旧対照表の中ほどでございますが、第 20 条を新たに設けまして、夜間中学教育業務手当について、第 1 項で対象となる業務、第 2 項で手当の額、支給割合を規定するものでございます。

改正後の第 21 条は、夜間中学教育業務手当の支給に当たり、事務手続き上必要な特殊勤務手当整理簿というものを定め、また一番左端になりますけれども、附則の第 3 項につきましては、当該手当の算定基礎となる給料の額について、定年引上げをふまえた額となるよう読み替え規定を設けるものでございます。

なお、新たに設けます特殊勤務手当整理簿の様式につきましては、5 ページにお示ししたとおりです。

続きまして 6 ページをご覧ください。6 ページの第 2 条につきましては、給与支給規則の改正となります。新旧対照表中、第 11 条は、月額支給となる夜間中学教育業務手当について、第 1 項で支給日、第 2 項以降で日割り計算方法など、具体的な支給方法を規定するものでございます。

続きまして 7 ページ、第 3 条の初任給規則につきましては、県立中学校設置に伴う字句の追記及び修正を行うものとなりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

同じページの左端からの第 4 条につきましては、義務教育等教員特別手当規則の改正です。8 ページをお願いいたします。8 ページの新旧対照表中、第 3 条に第 3 号を新たに設け、夜間中学教育業務手当支給職員に対して、義務教育等教員特別手当の額を 4 分の 3 に減額して支給する旨、規定するもので、これについては同趣旨の手当である、高等学校における定時制通信教育手当との均衡をふまえた措置となります。

続きまして同ページの第5条のところになりますけども、これにつきましては、会計年度任用職員の報酬等の規則改正でございまして、9ページの新旧対照表中、第6条の方で、会計年度任用職員は、夜間中学教育業務手当に相当する報酬を支給しない旨の規定を設けるもので、これも先ほどと同様、同趣旨の手当である定時制通信教育手当との均衡をふまえた措置となります。そのあとの、附則につきましては、附則第1項が施行日の規定、附則第2項が改正前の様式を当分の間使用可とする規定であり、附則第3項以降は、定年引上げの段階的導入期間に65歳まで任用されることとなる暫定再任用職員に係る規定の読み替えなど定年引上げに係る給与上の取扱いを規定するものでございます。説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第46号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第47号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（坂口福利・給与課長説明）

議案第47号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和6年12月20日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページが規則改正案となりますが、まず2ページの規則改正案要綱で説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

「1 改正理由」でございますけれども、県立中学校の設置に鑑み、必要な規定を整備するものでございます。

「2 改正内容」につきましては、夜間に授業を行う中学校の生徒を担当する学校医等の報酬について規定するものでございます。

「3 施行期日」は令和7年4月1日から施行するものでございます。

今回の規則改正につきましては、県立中学校設置に伴うものでございまして、1ページの規則改正案をご覧ください。

非常勤職員の報酬額を規定する別表の中に、夜間中学校の生徒を担当する学校医や学校歯科医における報酬額の規定を追加するものでございます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 47 号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 48 号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（松本社会教育・文化財保護課長説明）

議案第 48 号 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 12 月 20 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

以降の詳細は、環境生活部文化振興課長よりご説明します。

（清水文化振興課長説明）

1 ページをご覧ください。今回の改正理由でございます。健康保険の被保険者証の廃止に伴いまして、三重県立図書館の利用にかかる様式の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、三重県立図書館の利用にかかる利用カード交付申請書の様式のうち、健康保険の被保険者証を表す「保」の文字を削除するものでございます。

施行の期日は公布の日から施行とさせていただきます。

3 ページをご覧ください。具体的に様式で説明させていただきます。県立図書館では、利用カード交付の申請書をこの様式で出していただいておりますが、その時に、住所確認や本人確認をするために、免許証や学生証を提示してもらうということを併せてしております。

様式の右上に、年月日の下に確認という欄がありますが、今回ここに「保」という文字があつて保険証を提示されているということがあったのですけども、この「保」という字を削除させていただきます。

ただし、当面まだ保険証を使われる方がいますので、その方は、その他の部分にあたる「他」というところ、このジャンルに当てはめて運用させていただきます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 48 号はいかがでしょうか。

富樫委員

保険証がマイナ保険証に代わるということで「保」という記載を無くしていくということだと思うのですが、もうマイナンバーカードはこういう本人確認に使わないということですか。

清水課長

マイナンバーカードも、その他を指す「他」という部分に入っておりまして、活用しております。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 49 号 三重県教育職員免許状再授与審査会規則案（公開）

（中出教職員課長説明）

議案第 49 号 三重県教育職員免許状再授与審査会規則案

三重県教育職員免許状再授与審査会規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 12 月 20 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県教育職員免許状再授与審査会規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

おめくりいただきまして、1 ページが規則案になります。

まず第 1 条におきまして、趣旨を定めているところです。

第 2 条におきまして、組織及び委員について定めておりまして、具体的には、委員は 5 人以内で、どのような者を学識経験者として任命するかについて規定をしているところです。

第 3 条におきまして、会議の運営について定めております。

第 4 条におきまして、委員の守秘義務について定めております。

第 5 条、第 6 条におきまして、庶務及び委任について定めているところでございます。

おめくりいただきまして 3 ページをご覧ください。「三重県教育職員免許状再授与審査会規則案要綱」です。

「1 制定理由」ですが、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

の施行に伴いまして、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効・取上げとなった者に再び免許状を授与するに当たっては、再授与審査会の意見を聴かなければならないということとされております。再授与審査会の組織及び運営に関して必要な事項につきましては、教育委員会規則で定めることとされたことから、本規則を制定するものとなります。

「2 制定内容」につきましては、先ほどご説明したとおりです。

「3 施行期日」は公布の日から施行となります。

おめくりいただきまして4ページが、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要です。右下の欄に、この再授与審査会についての記載がございます。

5ページ、6ページが、関係法令を抜粋したものになりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上になります。

【質疑】

教育長

議案第49号はいかがでしょうか。

大森委員

施行期日に公布の日とありますが、公布はいつの予定ですか。公布が2025年4月1日なのか、1月1日なのか、今日なのかで変わってくると思うのですが。公布の日はいつを予定されているのですか。

中出課長

施行期日を公布の日とさせていただいておりますけれども、公布の日は12月24日とさせていただきたいと考えております。

大森委員

1月から申し出があったら、審査会を開かなければいけないということですね。

中出課長

はい。そうです。

富樫委員

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の概要に、先生が児童生徒に対して性暴力をした場合、データベースに40年間記録というようなことが書いてあって、それはそういうことをしたというのを確認するためのデータベースであって、再度任用する場合とはまた別で、データベースに載っているからもう再任用をしないということではないですね。

中出課長

はい、そうです。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・報告事項

報告 1 令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験の日程等について（公開）

（中出教職員課長説明）

報告 1 令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験の日程等について

令和 8 年度三重県公立学校教員採用選考試験の日程等について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 12 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

おめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。まず「1 令和 8 年度（令和 7 年実施）教員採用選考試験の日程（予定）」になりますが、以前に、この第 1 次選考試験の実施日は 8 月 20 日にご説明をさせていただいたとおりです。実施要項の発表が 4 月上旬で、申込受付期間が 4 月下旬までとさせていただきまして、第 1 次選考試験が 6 月 14 日で、合格発表が 7 月上旬、第 2 次選考試験が 7 月中旬から下旬、最終合格発表が 8 月下旬というスケジュールです。

2 番目では、「令和 8 年度（令和 7 年実施）教員採用選考試験の主なポイント」についてまとめております。詳細については、4 月上旬に発表ということになりますけれども、2 点ございます。

1 点目が、小学校教諭・特別支援学校教諭（小学部）の 2 次試験の技能・実技試験についての見直しになります。これまでは「英語リスニング」を実施していたところですが、実施をしないということにします。このことによりまして、小学校教諭・特別支援学校教諭（小学部）の技能・実技試験は、第 2 次選考試験において実施しないということとします。

2 点目としましては、大学 3 年生等を対象にした特別選考についてです。こちらにつきましては、今年度実施した採用選考試験と同様に、対象校種・職種は「小学校教諭」として、継続してさせていただきたいと考えているところです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告 1 はいかがでしょうか。

—全委員が報告を了承する。—

・報告事項

報告 2 令和 6 年度三重県優秀選手・指導者表彰について（公開）

（堀越保健体育課長説明）

報告 2 令和 6 年度三重県優秀選手・指導者表彰について

令和 6 年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 12 月 20 日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長

1 ページをご覧ください。この賞は、県内の中学校、高等学校等の生徒、指導者及び学校等が、全国大会において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となり得たことについて、その栄誉を讃え、三重県教育委員会教育長が表彰するものです。

「2 表彰基準」です。(1) から (8) の大会において、個人競技並びに学校対抗については 1 位から 3 位まで、団体競技については 1 位から 4 位までに入賞した生徒、指導者、学校及び団体が表彰の対象となります。

4 ページをご覧ください。先ほどお伝えした対象大会のうち、令和 6 年 3 月から令和 7 年 2 月までに複数の大会で優勝を収めた生徒、同じく令和 6 年 3 月から令和 7 年 2 月までに、同一大会で個人及び団体の優勝を収めた生徒、同一校種に在学中の複数年度にわたり、優勝を複数回収めた生徒については、特別優秀選手として表彰をしております。令和 6 年度は 2 名の選手が受賞することとなっております。

5 ページ以降は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校定時制・通信制体育大会、全国高等学校選抜大会ごとに結果をまとめてございます。

それでは 2 ページにお戻りください。令和 6 年度における各大会の入賞者数の合計は、いずれも延べ数となりますが、学校は 7 校、団体は 7 団体、選手は 117 名、指導者は 38 名となります。令和 5 年度は、記録の確認ができる平成 14 年度以降では最多の表彰数となりましたが、今年度は入賞者数を減らす形となりました。なお、現在の高校 3 年生は、令和 3 年度に開催される予定であった、三重とこわか国体時の中学 3 年生であり、少年選手の育成・強化が十分に図られなかった影響があるものと考えられます。

なお、表彰については、令和 7 年 1 月 6 日 (月) 14 時から県庁講堂で行い、教育長から表彰状を授与する予定となっております。

また、2 月までに開催されます、選手権大会や国民スポーツ大会の冬季大会等において、表彰対象となる選手が現れましたら、改めて表彰をさせていただきます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

報告 2 はいかがでしょうか。

大森委員

この国民スポーツ大会で三重県代表で出ている子たちが高校を卒業した後も、三重県代表で出てもらえるように、いろいろとご配慮をこれからしてもらえたらと思います。三重県出身でも結局大学へ進学したり就職したりしてしまうと、県外に出てしまいます。

私の勤め先の大学の卒業生もそのようなことを言っていて、三重県で出るよりは、他の都道府県民として出た方が、待遇とかいろいろな面で良かったと聞いていますので、そういう意味で、このあとこうやって頑張って三重県代表として出たけども、卒業し

たら東京都代表とか大阪府代表などで出るのではなく、引き続き三重県代表で出てもらえるような取組をしてもらいたいと思います。

堀越保健体育課長

競技力対策本部の方の話になるのですが、そのような形で三重県ゆかりの選手の支援などさまざまな事業を行ってやっております。実績のある選手のその後の動向なども確認しております。ご意見いただきましたので、またスポーツ推進局の会議で、教育委員会としても伝えるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

富樫委員

1 ページ目の表彰基準のところで、三重県の優秀選手・指導者表彰要領に基づいて、個人競技が1位から3位まで、団体で1位から4位までとあるんですけども、種目によって、入賞レベルって、例えばベスト8でも入賞で、多くの人が出場している個人の競技はあるんですけども、その辺りメダルという意味合いで1位から3位というふうになっているのか、もしくは、他県と比べても優秀っていうのはこのくらいだということかもしれないんですけども。やはり努力したことが認められるというのは、子どもたちにとってもすごくいいことだと思いますので、もう少し幅広に表彰できるようであれば、そのあたりいかがかなというふうにはちょっと思いました。この辺り、競技の入賞レベルでの表彰というのは、県では考えていないのでしょうか。

堀越課長

またご意見いただきましたので、その辺もちょっと検討材料とさせていただきます。ありがとうございます。

天白充指導主事

補足で、これまでこのような形でやってきておりまして、昨年度は、平成14年以降では最多の206件の入賞がありました。ただ、表彰式を開催させようと、昨年度の実績でいうと、2時間以上かかっているというようなこともありまして参加者の方からは、少しコンパクトにしてほしいというような声もいただいておりますので、ちょっとその辺も総合的に考えて、今後どうするかというのを検討させていただければというふうに思っています。

富樫委員

はい。ありがとうございます。

—全委員が報告を了承する。—

・審議事項

議案第50号 職員の懲戒処分について（非公開）

中出教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案

どおり可決する。

- ・閉会宣言